

とかしき



もくじ

★今月の主な内容

- ◎夏期船舶運航スケジュール
- ◎子育て応援手当について
- ◎船舶車両航送運賃クレジット等の
決済開始について
- ◎犬・猫の飼い方について
- ◎クリーンセンターへの持ち込みについて
- ★その他、各課からのお知らせ

渡嘉敷村の人口・世帯数

令和8年1月31日 現在

令和	7年12月末	8年1月末	比較
全世帯数	646	646	0
渡嘉敷区	429	427	-2
阿波連区	215	217	2
前島区	2人	2人	0
計	646	646	0

夏期船舶運航スケジュール

夏期運航（3月1日～）

3月1日より夏期運航となり、
下記の通り運航時間の変更がございます。

フェリーとかしき

便	泊港発	渡嘉敷港発
1 便目	10:00	<u>16:00</u>

マリンライナーとかしき

便	泊港発	渡嘉敷港発
1 便目	9:00	10:00
最終便	<u>16:30</u>	<u>17:30</u>

「フェリーとかしき」 代船運航に伴う 運休 について

「フェリーとかしき」は、「フェリーざまみ3」のドッグ入りに伴う
座間味村への代船運航の為、下記日程で運休となります。

御利用者の皆様へは、大変ご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力を宜しくお願いします。

「フェリーとかしき」運休日程

4月6日（月）

4月14日（火）

4月22日（水）



* 詳細につきましては、渡嘉敷村ホームページの「運航予定表」にて
随時の御確認を宜しくお願いします。

渡嘉敷村 船舶課
TEL:098-987-2537



船舶車両航送運賃 クレジット等決済の開始について

令和8年3月1日(日)より、「フェリーとかしき」の車両航送運賃の支払いに
クレジットカード等支払いが可能になります。

※使用できる決済方法は下記の通りです。



1. クレジット (VISA/Masterカードについては、別カード会社との加盟店契約要。JCBにて紹介も可能。)



JCB



アメリカン・エキスプレス



ダイナースクラブ



ディスカバー



銀聯



2. 電子マネー



QUICPay



楽天EDy



WAON



nanaco

交通系
IC



※iDは取り扱い不可となります。

車両の電話予約受付時間は10時～17時

2か月前から予約できます。

年度末や金曜はお早目にご予約下さい。

渡嘉敷村船舶課 玉城

渡嘉敷事務所 098-987-2537

那覇事務所 098-868-7541

船舶課よりお知らせです♪

引っ越しシーズン到来 コンテナ貸し切り 予約できます！！



- ・管理上の観点から、鍵（南京錠）は予約者様のご準備し、ご自身で管理願います。
- ・貨物航送運賃は4,000円/1基
- ・中身につきましては航送後、当日での引取をお願い致します。
- ・コンテナには限りがありますので、事前にご予約をお願いします。
ご予約は、下記連絡先へご連絡ください。



渡嘉敷村船舶課那覇連絡事務所

098-868-7541

貨物について

窓口でお預かり可能な貨物

船舶課窓口にて、お預かり可能な貨物は下記の条件となります。

- ①封書等(体積・重量が小さいもの)
- ②緊急性を有するもの(窓口にて要相談)

①、②に該当しない貨物は、フェリーとかしき受付の有料貨物となります。

フェリー貨物の事前予約は必須

貨物も車両と同様に、基本的に電話での事前予約が必須となります。

事前予約必須	事前予約不要
・パレット類	・船内定期コンテナに入る物
・資材(ブロック、木材、その他)	・その他 船に認められるもの
・その他 貨物スペースを取る物	

※事前予約必須の貨物類で、事前予約が無いもの(当日の飛び込み)は、基本的には積載を受付できません。

※車両・貨物スペースには限りがございます。
安全輸送を行う為に、必ず事前予約を宜しくお願いします。



渡嘉敷村 船舶課

TEL:098-987-2537

～ 渡嘉敷港漁協前広場の利用について ～

下記場所は、渡嘉敷港湾施設【荷捌地】となり、県管理（沖縄県南部土木事務所）の場所となります。

廃車置き場ではありません。

また、資材等を保管する際には必ず事前に、施設管理者へ問い合わせさせていただきますようお願いいたします。



(令和6年4月)



処分まで時間がかかる場合には、速やかに移動し、私有地での保管をお願いします。

(令和7年8月)

施設管理者： 沖縄県南部土木事務所 維持管理班 TEL098-867-2941
村内相談窓口： 渡嘉敷村役場 観光産業課 TEL098-987-2323

住民の皆様へお知らせ

クリーンセンターの土曜日の持ち込みゴミの受け入れについて

平素より、ゴミの分別（細分化）・適切な処理にご協力いただき、誠にありがとうございます。

皆様のおかげで島内のゴミの処理量も減っている状況です。そのことを踏まえて土曜日の持ち込み日を令和8年4月1日から隔週にて実施致します。

変更前 毎週土曜日 8:30～12:00



変更後 第1土曜日・第3土曜日 8:30～12:00



渡嘉敷村役場 民生課・クリーンセンター

TEL 987-2322・987-3610

車両(バス等)、歩行者の 通行上の妨げとなるものは、 道路及び村有地に設置して はいけません。

以下に示すような物件は、通行上の支障となり大変迷惑で危険です。
車道上(歩道、側溝含む)や村有地に設置した立看板、広告旗(のぼり)、商品の陳列等が原因で事故が発生した場合、設置者に対し民事上の責任(不法行為による損害賠償責任)を問われる可能性があります。
※是正されない場合には、法的措置をとることもあります。

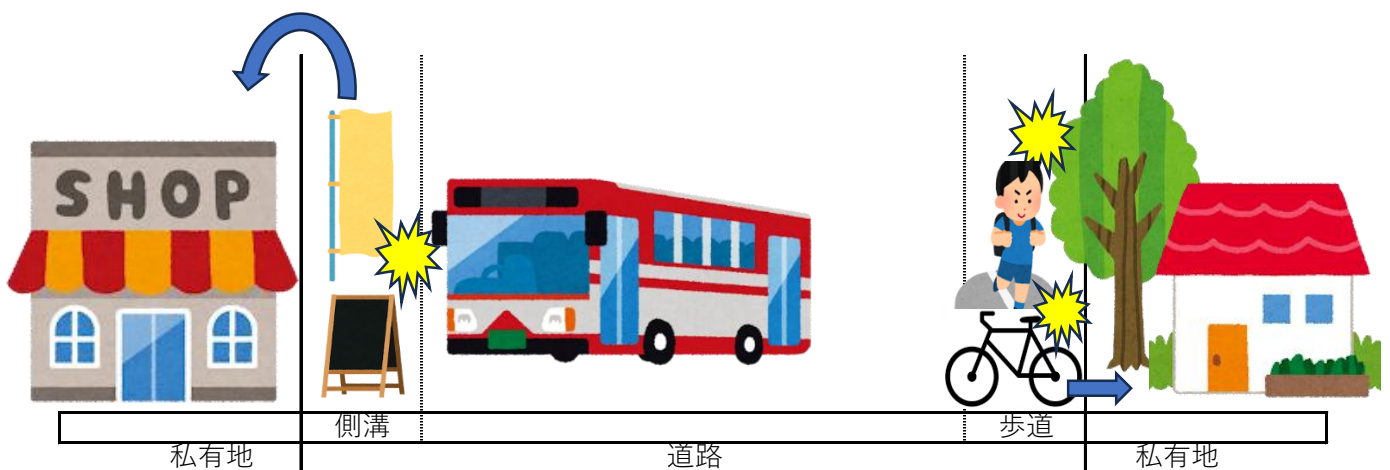
道路(歩道、側溝を含む)を占有できないもの(例)

1) 道路占有許可基準に合わない物件

※道路法第32条(道路の占有の許可)

2) 路上での商品の陳列や商品棚の設置など

3) 立看板や広告旗(のぼり)



中央公民館「みんなの本棚」のご利用について

～本で繋がる地域の輪。図書貸出コーナーのお知らせ～

この度、中央公民館の入口に、学校の廃棄本や寄贈本などを活用し、どなたでも気軽に利用できる「無人貸出図書コーナー」を設置しました。

ご自宅でゆっくり楽しんでいただける「みんなの本棚」です。散歩のときや、公民館をご利用の際に、ぜひお立ち寄りください。

📖 公民館への出入りについて

鍵が開いている時間は、そのままお立ち寄りください。
鍵が閉まっている場合は、役場で鍵を借りてください。



📖 ご利用方法（セルフサービス）

1. 借りる時： 読みたい本を選び、備え付けの「貸出簿」に記入してください。
 2. 返す時： 読み終わったら元の場所に戻し、「貸出簿」に記入してください。
- ・ 貸出期間の目安は2週間程度です。
 - ・ 貸出カード等は不要です。

📖 読み終わった本をご寄贈ください！

図書コーナーの充実のため、ご家庭で眠っている「不要だけど、捨てるにはもったいない本」のご寄贈をお願いいたします。あなたの思い出の本を、次の誰かにつなぎませんか？

【募集している本】

- 小説、エッセイ、文庫本
- 絵本、児童書、図鑑
- 料理、趣味、健康、スポーツなどの実用書
- 写真集、地域に関する書籍 など



【受付できない本】

- 汚れ、破れ、書き込みがひどいもの
- 古い辞書、古い全集
- 週刊誌
- 内容が古すぎて実用的でないもの（古い旅行ガイドや昔のパソコン教則本など）

【受付方法】

教育委員会まで直接お持ちください。（受付時間：平日 9:00～17:00）

【受付期間】

随時募集します。

お問い合わせ 教育委員会（担当：長谷、三富、熊谷） 電話：987-2120

慶良間諸島国立公園

ステップアッププログラム2025

取組推進のためのワークショップ 環境省主催

ニュースレター
Vol.9

ステップアッププログラムとは？

- ★ 日本の国立公園を、世界水準のナショナルパークとしてブランド力を高める
- ★ 地域の皆様と協働して、自然環境の保護と利用がよいバランスで循環する形を目指すための国立公園の行動計画です！



慶良間諸島では…

- ★ コンセプトを「美ら海慶良間リトリート・海と島がつくるケラマブルーの世界」そして、美しい景観の中でゆったりと過ごしたり、自然体験等を行い、満足度の高い国立公園を目指しています。
- ★ 地域に係わるすべての方々と共に取組を行っています。
- ★ 現在はステップアッププログラム2025（2021～2025年）をもとに取組を進めており、今後は、2030年を目標にしたプログラムを策定する予定です！

ワークショップの目的は？

- ★ 地域の皆様が主体的に進めている取組をより良く進めることを目的に、地元の関係団体が参加するワークショップを開催しています。
- ★ 取組の課題や解決のためのアイデアを話し合っています。

開催概要

日時	2025年11月26日(水) 13:00～15:00
場所	さんごゆんたく館
参加者	地域関係者 10名
日時	2025年11月28日(金) 15:15～17:15
場所	渡嘉敷村役場2階会議室
参加者	地域関係者 3名

産間味村プログラム

詳しくはこちら

ステップアッププログラム2025

産間味村 HP

渡嘉敷村 HP

これまでのニュースレター

1. ステップアッププログラムの取組状況報告
2. プラントプロミスに対するワークショップ形式での意見交換

ブランドプロミスについて

国立公園のブランドプロミスとブランディング活動

環境省では、これまでの取組実績に基づき、国立公園のブランディングをさらに強いるため、国立公園の4つのブランドプロミスと、その実現に向けて職員と地域関係者が一層こ取り組む9つのブランディング活動を定めています。



ブランドメッセージ

その自然には、物語がある。
多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ること、忘れられない**唯一無二の感動や体験**ができる。

ブランドプロミス | 国立公園が来訪者・地域に約束すること



ブランディング活動



※ ブランドプロミスとは「国立公園の管理運営に関わる関係者が共通の理解を持つための「すべての国立公園共通の管理運営指針」です。

ワークショップ

@座間味村会場

座間味村では今年度行われている取組や課題、さらにはこれからの取組や取組の進め方について協議しました。また、ブランドプロミスの紹介や座間味村の魅力について意見交換しました。

ステップアッププログラム 2025 の主な取組

情報発信強化/デジタル化

- 多言語化
- Web予約システム
- キャリアユース化 など

受入環境整備

- 施設の整備・再整備
- Wi-Fi、ユニバーサル化
- 移動手段、宿泊サービス など

受入体制の充実

- 自然観察会・人材研修
- 青のゆくる館管理運営
- 移動手段、宿泊サービス など

コンテンツの磨き上げ、体験メニューの多様化

- アクティビティの充実
- 冬季・夜間コンテンツの開発
- プログラムづくり など

持続可能な利用の実現

- 保全・利用ルール
- 美化清掃
- 利用の分散化 など

その他

- お土産、特産品の開発 など

ステップアッププログラム2025でかけた目標の取組状況

① 受入体制の充実

観光客が少ない冬季に、集客数UP
外国人など観光客が困らないよう飲食店やワークショップなどの情報提供

- ・観光客に置かれ、座間味でできるワークショップを調査・検討
- ・村内の店舗などの案内を各所に置くとともに、SNSをフォロー
- ・SNSでの発信を進める、情報発信の場を拡大

お客様サービスの向上

- ・外国語パンフレットや外国人用サイズの器材(ダイビングなど)を準備
- ・船舶欠航した場合のチャーター船の手配を実施
- ・地元の人でも利用できる軽食を提供する店を展開
- ・無人島へのAED、ストレッチャーなどの設置
- ・アルバイトを含め人材育成のため、今後もPRや環境整備を展開

※ 今後の課題 | SNSの適切な更新、人材の確保、外国語対応など

② コンテンツ磨き上げ、体験メニューの多様化

宿泊客の増加

- ・星空保護区への加入を目指した調査を予定
- ・沖縄本島でのプロモーションも含め情報発信を実施
- ・座間味島まつり、ファン感などを活用して集客
- ・ベジタリアンやビーガン向けの食事の提供を検討

お客様サービスの向上

- ・外国語パンフレットの作成
- ・環境省が作成したブランドブックやスマートフォンアプリを使った「慶良間のクジラに優しいウォッチング」PR

※ 今後の課題 | 星空保護区認定の手順を把握、探検員やPRスタッフなどの確保

③ 持続可能な利用の実現

ザトウクジラの保全

- ・同村のホエールウォッチング協会の同盟協定を締結
- ・ホエールスライム禁止を呼びかけ、親子クジラを保全
- ・エコツーリズム全体構想の見直し

海のルール整備

- ・PIYの活用など海のルールを周知
- ・団体に属さない事業者や地域外から訪れる船へのルールの周知

※ 今後の課題 | 海のルールの周知方法、モリ利用の規制や漁業などとの共存

ワークショップ

@渡嘉敷村会場

渡嘉敷村では今年度行われている取組や課題について協議しました。また、村の魅力や頑張っている取組についてブランドプロミスに紐づけて意見交換しました。

ステップアッププログラム 2025 の主な取組

受入環境整備

- 青少年旅行村のさらなる活用
- 道路、ビーチの景観の整備 など

受入体制の充実

- 歴史民俗資料館の安定運営
- 文化協会設立 など

コンテンツの磨き上げ、体験メニューの多様化

- 付加価値の高いツアー造成
- ガイドの人材育成
- 漁業体験メニュー充実 など

持続可能な利用の実現

- 海の利用のルール作り
- サンゴの保護活動 など

その他

- 特産品の開発・販売 など

ステップアッププログラム2025でかけた目標の取組状況

① 受入環境整備

阿波連区の井戸の整備

- ・文化保存のため井戸周辺の整地、安全対策などの整備を実施
- ※ 今後の課題 | 案内看板の設置

② コンテンツ磨き上げ、体験メニューの多様化

青少年交流の家の有効活用の検討

- ・観光協会の離島体験事業へ協働
- ・赤間山の歴史散策をテーマにプログラム実施
- ※ 今後の課題 | 開発した体験プログラムに利用者が申し込める仕組みづくり

③ 持続可能な利用の実現

サンゴなど保全活動の実施

- ・オニビデ・レイシガイの調査駆除やポイント係留パイの補修、点滅灯の回収を秋～冬を中心に海中清掃を実施
- ・遊漁者の利用ルール作成、密漁者対策での巡視の実施、ルール修正などのアンケート調査の実施
- ※ 今後の課題 | 海の巡視活動への予算確保、保全活動への実施体制確保、各関係者と協力など

海のルール整備

- サンゴ礁の保全
- ホエールウォッチング
- 無人島ルール

ブランドプロミスに関係した取組みと今後やってみたい取組

国立公園が掲げるブランドプロミス(国立公園が掲げる)の4つの軸についてご意見をいただきました。

感動的な自然風景

- 夏のベタなぎの水面
- 岩の隙間からの陽差し
- 渡嘉敷村のコーンシジミなどの高岩
- 陸域でも素晴らしい景観がみられる

これまでも案内しているが、見ることで難しい景色もある。新たな自然資源としてツアーに組み込んでみたいと思うものもある。

サステナビリティへの共感

- サンゴ礁の保全
- ホエールウォッチング
- 無人島ルール

係留パイ、リープフック、サンゴの保全活動を行っている。ホエールウォッチングのルールの作成、慶良間諸島のホエールスライムの禁止により、クジラに優しいホエールウォッチングが体験できる。今後も継続したい。

自然と人々の物語を知るアクティビティ

- 水田の再生事業
- 島の自然
- 砂浜の色や漁業
- 島の暮らし

感動体験を支える施設とサービス

- 島の自然を満喫するための取組

渡嘉敷村では、製作とともに細く暮らし、細引きなどの伝統行事、漁業や暮らした体験できるプログラム、昔ながらの製法でつくる料理などの地域文化の継承を行っている。今後、活動の輪を広げ、島内外の参加者を増やしていきたい。

家屋を建てたら届出を!!

下記の要件に当てはまる家屋を建てた(設置した)場合、完成の翌年度から固定資産税が課税されます。1月1日が基準日です！

そのため、事前に土地係へも報告・届出をお願いします。

(家屋の課税要件)

- ①外気分断性：屋根及び周壁(概ね3面以上)を有していること
※プレハブハウスやコンテナハウス等含む。
- ②土地定着性：家屋の移動が容易ではないこと
※コンクリート基礎に家屋が固定されている。
(例)基礎の上に家屋が設置されており、ボルト等で基礎と家屋が固定。
- ③用途性：家屋の使用用途が居住や作業場、店舗、倉庫等であること

【課税されない一例】

- ・園芸用のビニールハウス(周壁がビニールシート)
- ・土地の上に直置きされているコンテナハウス(トンブロックとワイヤーで固定)
- ・組み立て式の物置やプレハブ小屋(基礎なし)

【要報告・届出の一例】

- ・既存の家屋を拡張した場合(部屋を広げた、倉庫を新設した等)
- ・建築面積が10㎡以下であっても、上記家屋の課税要件に該当する場合
- ・シャッター付きのガレージ(車庫)や農業、漁業用の休憩所(作業小屋)
- ・『外装は終わったが、内装は終わっていない。まだ住める状態ではないから課税されない。』→ 誤り。引渡前であっても課税の要件を満たした時点で対象となる。

【報告・届出のタイミング等】

★家屋を建てた場合、『法務局への届出・登記』や『観光産業課へ提出する建築確認届』とは別に土地係へご報告をお願いします。

★建築を開始する際(観光産業課へ建築確認届を出す際)に施工図をご提出ください(建築中に変更担った場合は再提出)。

★家屋が完成した時点で完成した旨の報告をお願いします。
※内装がまだでも外装が完成した時点で課税の対象となります。

(その他のお知らせ)

- 村内の土地開発を進めるにあたり、村民並びに事業者の皆様へお願いになります。
- ・他人の農地を使用・開発する場合 → 農業委員会で手続きが必須。要相談。
 - ・原野等を駐車場や資材置き場として使用する場合 → 雑種地課税。要相談。
 - ※雑種地で課税されると、原野の時よりも課税額が高くなりますのでご注意ください。

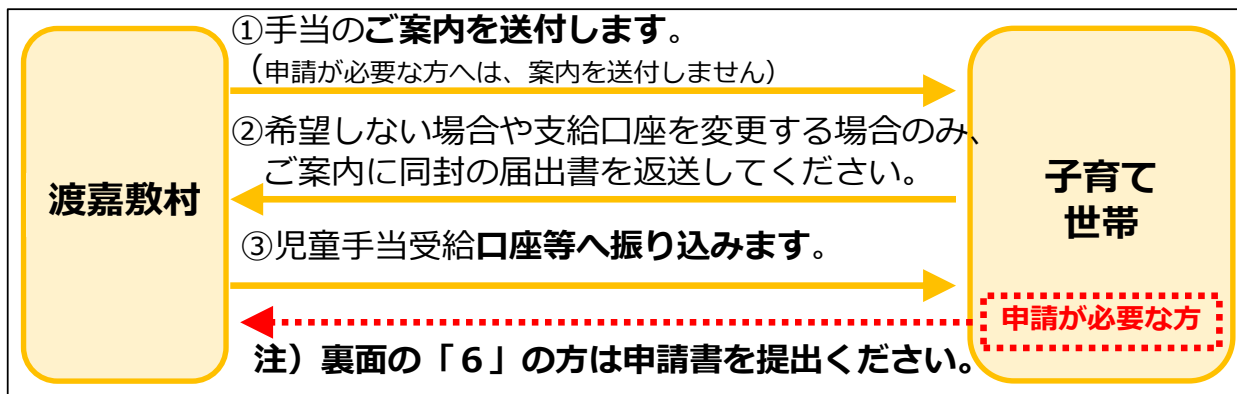
政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

注) **申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。**また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ郵送いただくか、渡嘉敷村役場（民生課）まで持参ください。（1月30日必着）



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童** (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円** (1 回限り) です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

渡嘉敷村では2月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■ **引っ越した場合はどうなりますか？**

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ **DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？**

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員（渡嘉敷村役場勤務の方を除く）の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

令和8年3月31日（火）までに申請をお願いします。

お問い合わせ先（渡嘉敷村）

渡嘉敷村役場・民生課（介護保険係）

電話：098（987）2322

（受付時間：平日9:00～17:00）

お問い合わせ先（国）

子ども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに渡嘉敷村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに渡嘉敷村の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

「正確な住所の届出」 が必要です！

- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。
引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。

- 「転出届」は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。



(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)



◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

<オンラインでの届出 (推奨)>

引越し前の市区町村 [転出前に] マイナポータルを通じオンラインで転出届を提出する (窓口で行う必要がありません)



引越し先の市区町村 [転入した日から14日以内に] マイナンバーカードを提示の上転入届を提出する※1

<窓口での届出>

引越し前の市区町村 [転出前に] 転出届を提出して転出証明書を受け取る※2



引越し先の市区町村 [転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて※3 転入届を提出する

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの市区町村 [転居した日から14日以内に] 窓口で転居届を提出する※1

- ※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

お問合せ先 : 渡嘉敷村役場 民生課 戸籍係 TEL098(987)2322

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

「正確な住所の届出」 が必要です！

- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。
引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。

- 「転出届」は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。



(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)



◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

<オンラインでの届出 (推奨)>

引越し前の市区町村 [転出前に] マイナポータルを通じオンラインで転出届を提出する (窓口で行う必要がありません)



引越し先の市区町村 [転入した日から14日以内に] マイナンバーカードを提示の上転入届を提出する※1

<窓口での届出>

引越し前の市区町村 [転出前に] 転出届を提出して転出証明書を受け取る※2



引越し先の市区町村 [転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて※3 転入届を提出する

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの市区町村 [転居した日から14日以内に] 窓口で転居届を提出する※1

- ※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

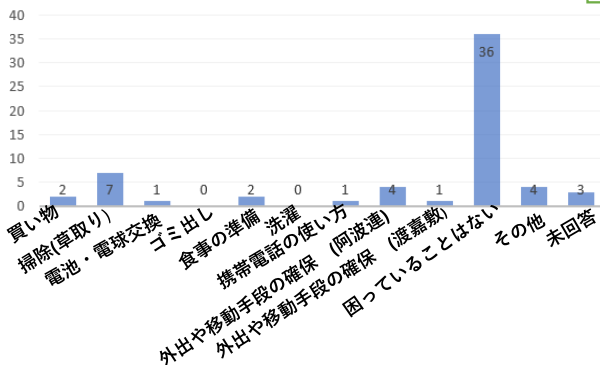
お問合せ先 : 渡嘉敷村役場 民生課 戸籍係 TEL098(987)2322

地域の助けあいアンケート結果

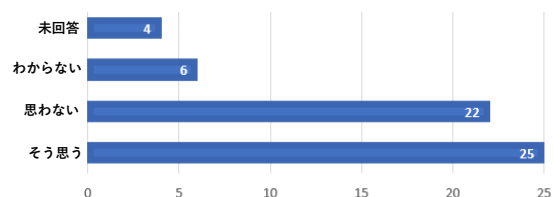
令和7年9月に渡嘉敷村在住の65歳以上の方を対象にしたアンケートの結果を下記の通り、ご報告いたします。本アンケートは日常生活において、現在困っていることや困ると予想されることに関する現状や、意見を把握することを目的として実施しました。

実施期間 令和7年9月～11月
 対象者 村内在住の65歳以上の方、172名
 回答数 58名（回答率34%）

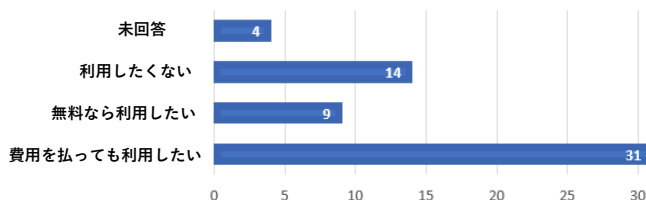
①日常生活で困っていることについて



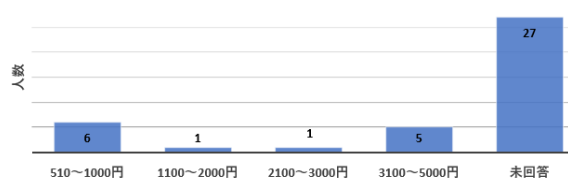
②困ったときに地域ボランティアに手伝って欲しいと思いますか？



③ボランティア活動に料金がかかるとしたらどう思いますか？



④ボランティアに支払える金額



その他の意見

- ・ 困っていないのでボランティアについて考えたことがないし、想像もできない。
- ・ 現在は親戚に協力してもらっている
- ・ 今後、体調不良や生活に困る状態になった場合、那覇での生活になるのでボランティアは必要としていない
- ・ 現在は困っていないが、体調不良等で困ったときにはボランティアに手伝って欲しいと思うだろう
- ・ 時間、回数、作業ごとにいくら加算されるのか目安がないと金額が書けない
- ・ 料金を払っても、払わなくても利用したい
- ・ ボランティアと云って料金をとるのはおかしい
- ・ 記憶の再生力が鈍り、困ることがたびたびある
- ・ 周辺空き地の草が茂っているが、トラブルになりたくないのと言えずにいる
- ・ もっと高齢になるとその必要性を感じると思う

本アンケートの実施にあたり、多くの皆さまにご協力を賜り、誠にありがとうございました。いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討に資する資料としてまいります。

認知症サポーター養成講座を開催しました

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「応援者」です。



渡嘉敷中学1年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターとして認定しました。

認知症とは？

- ・ いろいろな原因で、脳の司令塔の働きに不都合が生じ、さまざまな障害が残り、生活に支障がでる状況が6か月以上続いている状態

認知症の人への支援とは

「人間杖」が必要です

認知症の人への対応の心得

正しく理解して、さりげなく援助してくれる人々

3つの「ない」

- ①驚かせない
- ②急がせない
- ③自尊心を傷つけない



渡嘉敷村地域包括支援センター ☎098-896-4720

島袋・吉崎・高橋



COPD って

(慢性閉塞性肺疾患)

どんな病気？



COPDは、有害なガスや粒子などを吸い込むことによって空気の通り道である気管支や、酸素を取り込む肺胞が、炎症を起こす病気です。

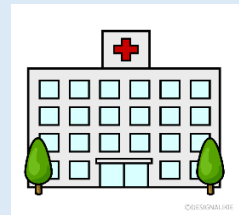
この結果、肺への空気の出入りが悪くなり、咳や呼吸困難などを引き起こしてしまいます。

- 別名「たばこ病」ともいわれており、患者の90%が喫煙者です。
- 日本の推計患者数530万人、実際に治療を受けているのは38万人程度です。
- 重症化すると在宅酸素療法(HOT)や換気補助療法が必要になります。

Check

もし、次のような症状が続くときは
COPDの可能性があります。

- 1日に何度も咳が出る
- 黄色や粘り気のある痰がある。
- 階段を上り下りすると息切れがする。
- 呼吸するとゼイゼイ、ヒューヒューという音(喘鳴)がする。
- 運動後になかなか動悸がおさまらない。



※早期発見・早期治療を心がけましょう

思い当たる症状がある人は、迷わず医療機関で検査を受けましょう。スパイロメーター機器を用いた検査で診断することができます。早期発見して適切に治療(禁煙・薬物療法・呼吸リハビリテーション)することで病気の進行を防いで生活の質を保っていくことができます。

※重症化を防ぐ為に生活環境を整えることも大切

COPDと診断された場合は、禁煙だけではなく、日ごろの生活習慣を整えて重症化を防ぐようにしましょう。十分な栄養を摂取して体力を保ち、適度な運動習慣を身につけること、風邪やインフルエンザ予防のために手洗いや予防接種を励行し、気道を刺激しないようにほこりや塵を避けることなどが大切です。



令和7年度 地域おこし協力隊 通信3月号

地域おこし協力隊とは...？

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動を行う人のことです。地域おこし協力隊員の活動に要する経費は、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、国から特別交付税措置があります。

※特別交付税は、受入自治体における取組実績を事後的に調査の上、実績に応じて総務省から自治体に対して交付されるものです。

◎地域おこし協力隊としての約3年間の活動を振り返る！

<1年目> 観光案内と島の暮らしに馴染もうとした一年。



令和5年5月1日に着任し、(社) 渡嘉敷村観光協会に派遣され、渡嘉敷港での観光案内、離島体験交流や各種研修会の企画運営に従事しました。

プライベートでは、初めての沖縄ぐらしであらゆることが新鮮に感じました。色々なことで島の皆さんに助けていただきました。9か月間ケラマバックパッカーズに暮らしていたので英会話が上達しました。12月には休暇を利用し、10日間で台湾を電動アシスト自転車一周しました。

<2年目> 連綿と続く渡嘉敷の稲作の重要性に気付いた一年。

4月から観光産業課に配属され、引き続き渡嘉敷港での観光案内に従事しました。

大綱の材料となる藁を採る田んぼに雑草が多いことに気付き、5月末から田んぼの雑草抜きを始めました。一人ではやりきれないので地域の方々に呼びかけをし、草抜きだけでなく稲刈りをみんなで行う仲間「渡嘉敷田んぼ部」が発足しました。渡嘉敷大綱曳きで地域が一体となることに感動しました。

伊江村収容所記念碑の前のコンテナ住宅に転居し、横の庭でキャンプ生活を楽しみました。



<3年目> 稲作と“IKIGAI(生きがい)”ハウスのオープンに向けた一年。



引き続き観光産業課に所属し、渡嘉敷港での観光案内に従事しました。稲作に関しては知念優さんのご指導と渡嘉敷田んぼ部の皆さんの協力を得ながら、一期作二期作の稲作を一年を掛けて主体的に行うことができました。

また渡嘉敷区の旧吉浜商店を貸していただき、地域コミュニティの集まり場とすべく、野菜の無人販売所とリサイクルポストへ改装しました。“IKIGAI(生きがい)”ハウスの名称で1月下旬に仮オープンいたしました。

<今後について> 渡嘉敷区の“IKIGAI(生きがい)”ハウス (旧吉浜商店) で暮らし、稲作や草刈りに励みます。

◎ありがとうございました。これからもよろしくお願いたします。

小林 茂雄

観光産業課 地域おこし協力隊 Tel098-987-2323

犬を飼うときのルール



1 放し飼いはしない

- 咬みつき事故や飛び出し事故の心配
- 散歩のときもリードは外さない
- 犬を制御できる人がしっかり持つ



2 市町村に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう。

- 犬を飼うときは市町村への登録手続が必要です。
- 年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務です。



3 迷子札など『飼い主の氏名』と『連絡先』がわかるものをつけましょう。

- 鑑札・注射済票の装着は、狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です！
- 災害時に逃げてしまった時にも役立ちます。



4 室内飼いで不妊去勢手術をしましょう。

- 飼えない数に増やさないように
犬や猫は生後半年くらいで繁殖できるようになり、あっという間に増えてしまいます。
- ペットのために
生殖器の病気のリスクや欲求不満のストレスが減り、寿命が延びます。
- 問題行動を減らすために
発情期特有の大きな鳴き声やケンカなどがなくなります。



迷子札



鑑札



注射済票



マイクロチップ

室内飼いで
つけてワン



5 きちんと健康管理

- フィラリア予防
- 病気にならないためのワクチン注射
- ノミダニ対策などが必要です。



6 近所の人にも気を配る

- 鳴き声や臭いなどで迷惑にならないように
しましょう。



7 適正なしつけをする

- 「待て」ができるようにしましょう。
- 災害時に避難する際も周囲の迷惑
にならないと助かります。

一緒に過ごす
時間が大切です。
できるだけ室内で
飼ってね。



最後まで責任をもって、飼いましょう。

猫は家の中だけで飼いましょう。

かわいいネコには
旅をさせるな



猫を飼うときのルール

1 猫は外に出さずに完全室内飼育。

- 窓や戸を開けるときはケージにいれておきましょう。
- 家具の配置を工夫したり、キャットタワーを設置したりして立体的に移動がでる空間を作ってあげましょう。
- トイレの数はネコの数+1が理想です。
- 専用の爪とぎを用意しましょう。
- かじったら危ないコード類は束ねて、飲み込んでしまいそうな小さな置物は置かないようにしましょう。また、有毒植物にも気を付けてください。

3 迷子札など飼い主の氏名と連絡先がわかるものを付けましょう。

- マイクロチップの装着が法律に盛り込まれました。
- 迷子札は、見つけた人が飼い主に連絡することができます。
- マイクロチップは、落としたり壊したりする心配がないので、両方着けるのがおすすめです。動物病院で相談してください。



オモテ



ウラ



マイクロチップ

2 室内飼いで不妊去勢手術をしましょう。

- 発情期の大きな鳴き声やスプレー行為、雄の攻撃性などが抑えられます
- さまざまなストレスや病気のリスクが減り、長生きするようになります。

4 室内飼いでもしっかりと健康管理

- 病気にならないためのワクチン注射が必要です。
- ノミダニ対策が必要です。

最後まで責任をもって飼いましょう。



捨て犬・捨て猫をゼロにする。

一生うちの子プロジェクト

 **沖縄県**
環境部 自然保護課



令和8年4月の主な予定



日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1日 B3/4	2日 B3/5	3日 B3/6	4日 B3/7
5日 B3/8	6日 B3/9	7日 B3/10	8日 B3/11	9日 B3/12	10日 B3/13	11日 B3/14
12日 B3/15	13日 B3/16	14日 B3/17	15日 B3/18	16日 B3/19	17日 B3/20	18日 B11/1
19日 B11/2	20日 B11/3	21日 B11/4	22日 B11/5	23日 B11/6	24日 B11/7	25日 B11/8
26日 B11/9	27日 B11/10	28日 B11/11	29日 B11/12	昭和の日		



渡嘉敷村

村民税や国保税などの納付は
『口座振替』が便利です♪

ごみの正しい分け方、出し方に
ご協力をお願いします！

